

内共第 1 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則
東京東部・埼玉東部・松戸市・市川市漁業協同組合

(目的)

第 1 条 この規則は、東京東部漁業協同組合、埼玉東部漁業協同組合、松戸市漁業協同組合、市川市漁業協同組合（以下「組合」と総称する。）の有する内共第 1 1 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において、遊漁をしようする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網、さで網、四ツ手網及びリール釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等、遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護又は組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項に規定する遊漁料を同条第 2 項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁時間)

第 3 条 漁場の区域内においては、危険防止又は漁場管理上、日没から日出までの間の遊漁を禁止する。

(全長の制限)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こ い	1 8 c m
う な ぎ	2 6 c m

(禁止区域等)

第5条 次の表のイ欄に掲げる区域内において、同表のロ欄に掲げる期間内は、同表のハ欄に掲げる漁具を使用して遊漁をしてはならない。

(イ) 区 域	(ロ) 期 間	(ハ) 漁具
茨城県猿島郡五霞町地先江戸川 関宿水閘門えん堤下流端から下 流100mに至る区域	1月1日から12月31日まで	網漁具

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児又は小学校教育の場合には無料、中学校生徒又は身体障害者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁 具 漁 法	遊漁料
こい ふな うなぎ	手釣、竿釣、たも網、さで網 四ツ手網（1辺1.5m未満のもの）	1日 300円
		1年 3000円
	リール釣	1日 500円
		1年 4000円
	上記以外の漁具、漁法	1日 1000円
		1年 5000円

2 遊漁料は次に掲げる場所において納付し、又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

東京東部 漁業協同組合事務所	東京都江戸川区江戸川4-16-36
埼玉東部 漁業協同組合事務所	埼玉県越谷市大間野町4-48-2
松戸市 漁業協同組合事務所	千葉県松戸市松戸1721-3
市川市 漁業協同組合事務所	千葉県市川市塩浜1-17-3

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは之を提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合既に納付した遊漁料の払戻はしないものとする。

(附則)

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に交付した遊漁承認証は、その期間中は有効なものとする。